

教育委員会の活動の点検及び評価の結果に関する報告書

(平成27年度事業分)

平成29年2月

豊明市教育委員会

目 次

I	点検及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	平成27年度豊明市教育委員会基本方針・・・・・・・・	3
III	点検・評価シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
IV	教育委員会の今後の対応と方向性・・・・・・・・	35

点検及び評価

1 制度について

豊明市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下、「地教行法」という。）第26条第1項の規定に基づき、平成27年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行いました。

2 点検及び評価対象事業について

点検及び評価を行う対象事業は、平成27年度における教育委員会の権限に属する事務で、教育委員会において実際に管理・執行している事務のうち、主要な事務事業を対象としました。

対象としている事業について、担当課（学校教育課・指導室（学校支援室）、生涯学習課、図書館）毎に、その成果や効果、また課題や問題点を点検・評価シートとして作成し、事務の管理及び執行状況について自己評価を実施しました。

3 点検評価委員

点検及び評価を実施するにあたり、地教行法第26条第2項に定める知見の活用を図るため、学識経験者3名を選出し、教育委員会事務局が行った点検・評価シートの結果（自己評価）について、外部評価を受けました。

学識経験者の選出にあたっては、本市にゆかりのある方を前提としつつ、広い観点からの知見を期して、学校教育分野、社会教育分野での教育や人材育成に携わった、あるいは携わっている見識の高い方々を委嘱しました。

点検評価委員（敬称略）

氏名	職歴等
奥住 忠久	愛知教育大学名誉教授、公民館運営審議会委員
堀川 敏久	元三崎小学校長、人権擁護委員
神谷 晋	元栄小学校長、公民館運営審議会委員

【参考】 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抄)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

平成27年度豊明市教育委員会基本方針

豊明市市民憲章（昭和52年10月15日制定）
『緑のまち 豊かなまち 明るいまち 平和なまち 伸びゆくまち』

第4次豊明市総合計画（平成18年度から平成27年度までの10年間）
基本理念 『協働で創るしあわせ社会』
目指す都市像 『人・自然・文化ほほえむ安心都市』

学校教育 (学校教育課)

<学校教育の理念>

－命を尊び 人を愛し 心豊かな たくましい
人材の育成－

【学校教育の基本方針】

- ①豊かな人間関係づくり、道徳性・社会性の向上
- ②確かな学力の育成
- ③児童生徒の心身の調和的発達
- ④キャリア教育の充実
- ⑤教育環境の整備・充実

【学校給食の基本方針】

- ①安全・安心でおいしく栄養のバランスを考慮した献立作成
- ②食に関する指導
- ③学校・家庭・地域との連携（食育の推進）

生涯学習 (生涯学習課・図書館)

<生涯学習の理念>

－市民と行政のパートナーシップで推進する生涯学習－

【生涯学習の基本方針】

- ①生涯学習計画の策定
- ②学習活動の促進
- ③地域の教育力の向上
- ④家庭教育力の向上
- ⑤文化財に対する意識高揚

【社会体育の基本方針】

- ①スポーツに親しむ機会の普及
- ②総合型地域スポーツクラブに向けての検討
- ③豊明市スポーツ推進計画に基づく進行管理検証
- ④社会体育機関・団体によるスポーツ活動の推進
- ⑤安心・安全なスポーツ施設環境の維持管理運営

【文化振興の基本方針】

- ①会館設備等の改修を行い、利用環境の整備に努める
- ②文化鑑賞の機会の拡大に努める
- ③文化事業への市民参加の推進を図る

【図書館の基本方針】

- ①きめ細かなサービスの提供
- ②読書・学習・情報のセンター的機能の充実
- ③市民に幅広く新しい情報発信ができるシステムの構築

学校教育の基本方針

「豊明市市民憲章」「第4次総合計画」さらに「学習指導要領」の趣旨を踏まえて、豊明市の教育理念を次のとおり定める。

『命を尊び人を愛し心豊かなたくましい人材の育成』

上記の教育理念に基づき、児童生徒の個性を伸ばし、知、徳、体の調和のとれた自立した人間を育成すること、自分を大切にすること、他を思いやる心、自らを律する心、自然・文化を大切にすることをはぐくみ、社会の形成者としてその発展に参画する態度を養うことを学校教育の大きな目標とする。

この目標を実現するための学校づくりに向け、教職員、教育課程、学校経営の質的向上を重視し、次の基本方針に基づき、人的・物的環境の整備・充実を図る。

【基本方針】

1. 豊かな人間関係づくり、道徳性・社会性の向上
2. 確かな学力の育成
3. 児童生徒の心身の調和的発達
4. キャリア教育の充実
5. 教育環境の整備・充実

【主な事業】

- 1-①子どもたちが豊かな人間関係を築き、いじめや不登校の未然防止を図るため、小学校中高学年及び中学生を対象にQ-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を実施する。
②防犯、交通安全、防災等の安全教育について、啓発資料等を活用して正しい知識を習得させ、自ら命を守る意識を高めさせる等、実践的な取組を進める。
- 2-①学力充実プランを計画的、組織的に進める。
②少人数授業等による個に応じたきめ細かな授業を一層充実するために教員補助、普通学級・特別支援学級の担任を補助しきめ細やかな教育・支援を行うために特別支援教育支援員を各校に配置するとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめとして教職員の研修を積極的に進める。
③教師力・授業力等の向上、言語活動の充実をめざし、各校での現職研修の充実、教育委員会による研修事業や訪問指導の充実、学校教育指導員の活用を図る。
④外国人児童生徒への日本語指導、教材開発、学習支援体制の充実のため、ポルトガル語等通訳者の配置、大学との連携による学生派遣事業を行う。また、日本語初期指導が必要な児童生徒に対して、プレクラス・プレスクールにおいて、学校生活への早期適応を図る。
- 3-①専門医の設置、スクールカウンセラー、心の教室相談員、適応指導教室指導員、ホームフレンドの配置等により教育相談活動の充実を図る。
②体力テスト結果を分析し、運動の日常化と体力の向上に努める。

- 4－①児童生徒の発達段階に応じ、系統的なキャリア教育を計画的・組織的に推進するため、家庭・地域・関係機関との連携、学校間連携を推進する。
- ②各小中学校に専門家を派遣し、より高い水準の技能や記録にふれさせ、児童生徒の意欲を喚起し、個性の伸長を図る。
- 5－①児童生徒の安心・安全な教育環境を整備するため「非構造部材の耐震化計画」に基づき、計画的に校舎・屋内運動場の非構造部材の耐震化を推進する。また、多目的トイレの改修工事を行い、教育環境の改善を図る。
- ②経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品、給食費、クラブ活動費等を扶助し、さらに私立高等学校等に通学する学生の子の保護者の経済的負担を軽減して教育の支援充実を図る。

【主要事業予算額】

(歳出)

名 称	内 容	金額(千円)
いじめ・不登校対策事業 (継続事業)	小学校中高学年及び中学生を対象に「QUアンケート」を実施して、いじめや不登校の防止、あたたかな人間関係づくりに役立てる。	2,887
小中学校英語指導業務 (継続事業)	A L Tを活用しての国際理解教育を推進し、小中学校の英語指導助手として外国人講師4名委託・直接雇用1名計5名により配置する。	(委託) 14,445 (直営) 2,204
定住外国人日本語教育プレクラス・プレスクール事業 (継続事業)	入学、転入した日本語初期指導が必要な児童生徒に対して専用教室で集中的に指導を行い、学校生活への早期適応を図る。	2,238
産業医配置 (継続事業)	労働安全衛生法に規定する産業医を該当校である中央小学校、豊明中学校、栄中学校及び沓掛中学校に配置する。	3,054
教員補助配置 (継続事業)	基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るための少人数指導・習熟度別指導等、個に応じたきめ細やかな指導の補助を行うために、市内全校に各1～3名の補助教員を引き続き配置する。	38,683
特別支援教育支援員配置 (継続事業)	小中学校に在籍する発達障がいを含む支援を必要とする児童生徒の学校生活や学習活動を支援するために、市内全校に各2～5名の支援員を配置する。	55,907

定住外国人日本語教育 推進員配置 (継続事業)	日本語の理解力が十分でないために学校生活に支障をきたしている外国籍の児童生徒に対して日本語教育推進員を配置し教育の支援充実を図る。	11,516
小中学校要保護・準要保護 就学援助 (継続事業)	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒及び特別支援学級就学児童生徒に対して、学用品費、給食費、クラブ活動費等の補助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。	(小学校) 18,253 中学校) 24,758
私立高等学校等就学助成 (継続事業)	私立高等学校、専修学校等に在籍する生徒の保護者の負担軽減額を行う。	12,550
中央小学校教室等改修工事 (継続事業)	中央小学校仮設教室及び不適格部分の改修工事を行い、良好な学習環境を提供する。	53,000
屋内運動場等改修工事及び監 理業務委託 (継続事業)	中央、栄、三崎小学校の屋内運動場改修工事を行い、非構造部材の耐震化の促進を図る。	170,100
小学校非構造部材補強等設計 監理委託及び工事費 (継続事業)	双峰、大宮、唐竹小学校の普通教室等の窓ガラスに飛散防止フィルムを設置することにより、教育施設としての安全向上を図る。	16,200

学校給食の基本方針

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童及び生徒の食に関する正しい知識と適切な判断力を養ううえで重要な役割を果たすものである。また学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施、学校における食育の推進を図ることを目的としている「学校給食法」に基づき行うものである。

食育基本法の制定や学校給食法の一部改正等、学校教育における給食の役割が従来にもまして高まりつつあるなか、安全・安心で質の高い給食を安定的に提供し、新たな取り組みを視野に入れた経済効率性の高い施設設備、事業運営を行うことが基本となるため、次の3点を基本方針とし事業を行う。

【基本方針】

- 1、安全・安心でおいしく栄養のバランスを考慮した献立作成
献立作成目標 「バランスよく食べよう」
- 2、食に関する指導
- 3、学校・家庭・地域との連携（食育の推進）

【主な事業】

- 1ー①献立の多様化 バラエティランチの実施
②安全性への配慮 減農薬野菜の活用・ドライ運用の推進・放射能測定
- 2ー①栄養教諭・栄養職員による給食時の給食・栄養指導及びT・T授業の実施
②学校給食センタースタッフによる訪問給食の実施
③アレルギーにかかわる献立説明会の開催
- 3ー①「愛知を食べる学校給食の日」「学校給食週間」の実施
②給食だより（家庭配布用）の発行
③地元特産物の活用、地産地消の推進
④ホームページによる学校給食センターの情報発信

【主要事業予算額】

（歳出）

名 称	内 容	金額（千円）
学校給食の実施	安心・安全であり、四季折々の年中行事等を反映した給食献立を作成し、おいしい給食を提供していきます。	293,443 (賄材料費)

生涯学習・文化財の基本方針

家族形態の変化、ライフスタイルの多様性、家庭教育力の低下など現代社会の課題が山積する中、市民が自ら学び、自己を高め、地域と地域とのつながりや人と人との絆を再構築することは重要である。学びは、生活を豊かにし、他者とのふれあいを深め、より良い地域社会を築いてゆくものと言える。行政主体の学びだけでなく、市民が互いに学びあい、さまざまな世代への学びの機会を展開していく必要がある。

そこで、生涯学習の理念を次のように定める。

『市民と行政のパートナーシップで推進する生涯学習』

上記の理念を基に、市民の生涯学習を次の5つを基本方針として推進する。

【基本方針】

1. 生涯学習計画の策定
2. 学習活動の促進
3. 地域の教育力の向上
4. 家庭教育力の向上
5. 文化財に対する意識高揚

【主な事業】

- 1-①とよあけ生涯学習アクションプラン(2010年～2015年)の最終年にあたり、新たな生涯学習計画を策定する。
- 2-①生涯学習に対する市民の要望を把握し、幅広い年齢層を対象とした公民館講座等を開設する。
- 2-②市民の自主運営による講座や活動の展開を進め、市民の主体的な学習活動による、とよあけ市民大学「ひまわり」を支援する。
- 3-①子どもたちの日々の生活にみられる体験機会の減少、規範意識の低下、また、自立の遅れ等の現状を踏まえ、青少年健全育成に係る事業を推進する。
- 3-②放課後における子どもたちの安全・安心な活動拠点である放課後子ども教室の充実を図り、子どもたちが地域社会の中で健やかに育つ環境づくりを推進する。

- 3-③青少年の健全育成推進のため、健全育成推進員、地区健全育成推進委員会等の組織力を活かし、指導支援体制の整備、意識啓発などの事業を家庭・学校・地域との連携により推進する。
- 4-①子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、家庭の教育力を高めることができるよう、家庭教育学級や親子ふれあい事業を推進する。
- 5-①郷土の歴史、文化を継承してゆくため、国・県・市指定を含む有形無形文化財や天然記念物を保存管理するとともに郷土学習に活用する。

【主要事業予算額】

(歳出)

名 称	内 容	金 額 (千円)
公民館講座開催事業 (継続事業)	公民館講座開設のための講師謝礼 講座 4講座 5回 パソコン講座 2講座 4回 市民大学講座 2講座 7回 キャリアアップ 3講座 3回	634
とよあけ市民大学「ひまわり」 補助金 (継続事業)	市民が主体となって各種の講座を企画・ 運営する「とよあけ市民大学ひまわり」 の自立に向けて、3年間を限度として補 助を行う。	1,300
豊明文化広場指定管理事業 (新規事業)	平成27年度より豊明文化広場を指定管 理とする。	6,700
放課後子ども教室運営事業 (継続事業)	平成23年度以降開設した5校の放課後 子ども教室を、コーディネーター及びス タッフを雇用し運営していく。	15,185
青少年健全育成事業 (継続事業)	家庭教育推進市民大会・家庭教育学級な どを実施し、青少年と地域との繋がりを 深めていく活動を推進する。	1,443
文化財保護事業 (継続事業)	大狭間湿地を保全するための調査等を行 う。	250

社会体育の基本方針

生涯にわたり健康でゆとりある豊かな生活を営むことは、人間にとってもっとも幸せなことであり、誰もが望む願いである。

市民一人ひとりが心身とも健康で、よりよい地域社会を築き、自己のライフスタイルを確立したいと願望している。その願望の実現に向けて、スポーツやレクリエーション活動の果たす役割は大変大きいものがあり、そして、そのニーズはますます多様化するものといえる。

このような状況を踏まえ、市民の体力づくり、健康づくりそして仲間づくりへの関心を一層高め、新たな生涯スポーツ社会の実現を進めていく。そのための場となる福祉体育館及び体育施設や小・中学校体育施設の開放、また、指定管理者との連携を図り市民サービスの向上と安全で快適なスポーツ環境の維持管理運営に努めていく。

誰もが、いつでも、いつまでも、気軽にスポーツに取り組める
生涯スポーツのまちとよあけ

上記の理念を基に、次の5つを基本方針として推進する。

【基本方針】

1. 生涯スポーツとして、各人の体力や年齢に応じたスポーツに親しむ機会をつくり、その普及に努める。
2. スポーツクラブとして、行政・学校・地域が連携し、子どもたちにスポーツのステージを提供し、総合型地域スポーツクラブに向けて検討していく。
3. 豊明市スポーツ推進計画に基づく、各施策の進行管理検証を行う。
4. スポーツを通じて、地域住民の連帯感を持たせ社会体育機関・団体がスポーツ活動を推進する。
5. 福祉体育館及び体育施設等に導入した指定管理者制度の検証等を行なうことにより市民サービスの向上と安全で快適なスポーツ環境の維持管理運営に努める。

【主な事業】

1. 各種事業及びレクリエーションスポーツ教室等を開催する。
2. 豊明市スポーツクラブの補助をする。
3. 豊明市スポーツ推進計画審議会によるスポーツ推進計画の進行管理検証を行う。
4. 体育協会及びレクリエーション協会に委託し、市民体育大会を開催する。
5. 指定管理者による豊明市福祉体育館及び体育施設等の管理運営を行う。

【主要事業予算額】

(歳出)

名 称	内 容	金額 (千円)
各種事業 (継続事業)	各種事業等を開催し、体力や年齢に応じたスポーツに親しむ機会をつくり、その普及に努める。 ① 自然歩道歩く会 (2回) ② スポーツレクリエーションフェスティバル ③ ラジオ体操会 ④ 全国一斉「あそびの日」 ⑤ レクリエーションスポーツ教室 (5 教室)	1,236 (518) (177) (140) (261) (175)
豊明市スポーツクラブ補助事業 (継続事業)	子どもたちがスポーツに触れ友達と楽しむ機会と場所を提供し、行政・学校・地域が一体となって運営する。	1,778
指定管理料 (継続事業)	指定管理者による豊明市福祉体育館及び体育施設等の管理運営 (平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日) 福祉体育館及び体育施設等の管理運営のほか、委託事業として、各種スポーツ教室、スポーツクリニックを開催する。	64,637
豊明市スポーツ推進計画審議会 (継続事業)	豊明市スポーツ推進計画に基づき、各施策を進行管理する。	50
市民体育大会開催事業 (継続事業)	市民にスポーツをする機会を与え、技量を競い合うことによって人との和をつくり心身ともに健康な生活を営むことを目的に、総合開会式や各種目の競技を開催する。 ① 体育協会 (26 種目) ② レクリエーション協会 (4 種目)	2,091 (1,728) (363)

文化会館の基本方針

文化会館は、市民が文化芸術を創造、享受し、その感動を共有するための中核的な役割を担うものである。高齢社会の到来により、文化会館の利用内容にも変化が生じている中で、ニーズの変化を的確に把握し、市民の文化的満足度をよりいっそう高めることにより、『個性ある文化と豊かな人間性を育むまちづくり』の実現に向けて各種事業を推進する。

また、開館から20余年が経過し、施設の老朽化が進み、施設及び設備等大規模改修が必要となっており、今後の会館運営を含め、課題解決に取り組むとともに整備充実を図る。

【基本方針】

1. 老朽化の進む会館設備等の改修を行い、常に良好な利用環境の整備に努める。
2. 開催目的・鑑賞対象を明確にした事業を主催し、市民に文化鑑賞の機会の拡大に努める。
3. 文化事業への市民参加の推進を図り、市民の誰もが文化に親しむことのできる環境づくりに努める。

【主な事業】

1. 空調設備、屋根等の改修工事及びホール天井の耐震調査の実施
2. 文化会館主催による自主事業の開催
3. 市民スタッフ「文化の風」の育成と、文化協会及び児童合唱団の支援

【主要事業予算額】

(歳出)

名称	内容	金額(千円)
空調設備改修事業・監理委託事業(継続事業)	ホール系統及びギャラリー系統の空調機器及び配管等の更新をする。	46,602
小ホール音響機械室屋根防水改修事業(臨時事業)	雨漏りによる屋根防水改修を行う。	1,659
ホール客席天井耐震診断委託事業(新規計画)	大・小ホール客席天井の耐震調査、耐震診断をする。	15,660
自主事業等委託事業(継続事業)	一般市民向け、家族向け、芸術鑑賞及び市民参加型の方向性に基づき事業を開催する。また、プレイガイドの活用により、チケット販売の拡大に努める。	16,019
文化協会補助事業(継続事業)	市民の文化活動を支援するため、豊明市文化協会に補助金を交付する。	972
豊明児童合唱団補助事業(新規事業)	情操ゆたかな人間の育成及び地域文化の振興活動を支援するため、豊明児童合唱団に補助金を交付する。	663

図書館の基本方針

図書館は生涯学習の中核施設として、また、地域文化の情報拠点として、市民の誰からも愛され、親しまれる施設でなくてはならない。そのためには市民が要求すると思われる図書、その他の資料や各種情報を収集・整理して、迅速的確に提供していくことが必要である。

また、図書館が市民の調査研究の相談相手となり、図書館の読書会、講座、展示会や市民の自主的事業を通してコミュニティの輪を広げていくことが重要である。

生涯学習が重要視される今日、市民の多様なニーズに応えるために図書館機能の充実が必要である。その強化のために次の施策を行う。

【基本方針】

1. 子ども、成人、高齢者、障がい者や在住外国人などに応じた、きめ細かなサービスを提供する。
2. ニーズの高い図書や資料を収集し、読書・学習・情報のセンター的機能の充実を図る。
3. インターネットなど新しい情報技術に対応し、市民に幅広く新しい情報発信ができるシステムの構築を目指す。

【主な事業】

1. 各種図書資料をバランスよく収集し、魅力ある書架作りと探しやすい配架を心がけ、貸出・閲覧サービスの充実を図る。
2. インターネット等を活用して、市民の疑問に応え、レファレンスサービスの充実を図る。
3. 郷土資料や行政資料などの整備を図り、ホームページ等を利用し地域情報を発信する。
4. 視聴覚資料(CD、DVD)を収集する。また、ビデオ編集講習会、映画会などを開催する。
5. 大活字本の収集や拡大器の設置及び郵送貸出などにより、高齢者や障がい者向けサービスを実施する。
6. 調べ学習の資料提供やレファレンス、団体貸出や職場体験の受け入れなどにより学校との連携強化を図る。
7. 子どもに良い読書環境を提供するため、質の高い絵本などを収集する。また、おはなし会などを定期的で開催したり、3ヶ月健診時に絵本を通して親子のふれあい時間の楽しさや大切さを伝えるためブックスタート事業を実施する。

8. 中学・高校の世代に沿ったテーマの資料を揃え、ヤングアダルト(青少年)コーナーの充実を図る。
9. 多文化共生推進事業の一環として、多言語図書 of 充実を図る。
10. 「子ども読書活動推進計画」実施のため、図書館おはなし隊(ボランティア)の学校等への派遣を充実させるとともに、各種ボランティア養成講座を開催し、ボランティア活動を支援する。

【主要事業予算額】

(歳出)

名 称	内 容	金 額 (千円)
図書館資料購入事業 (実施計画)	市民の多様なニーズに応えるため、図書等図書館資料を購入する。	14,000

	基本方針	① 豊かな人間関係づくり、道徳性・社会性の向上 ③ 児童生徒の心身の調和的発達
	担当課	指導室（学校支援室）
点検・評価対象事項	1 いじめ・不登校対策事業	
事業の目的		
<p>いじめアンケートを全中学生対象として実施し、いじめの状況や意識を市内の中学校と共有するとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどと連携して早期解決を図る。</p> <p>不登校児童生徒の学校復帰を援助・支援するために、適応指導教室（教育支援センター）「フレンドひまわり」、ホームフレンド、スクールカウンセラー事業、スクールソーシャルワーカー事業の充実・改善を図る。</p> <p>また、不登校の児童生徒を持つ親の会「ひまわりの会」を実施し、保護者同士で悩みや想いを共有したり、大学教員による指導や助言を受けたりできるように支援する。</p> <p>さらに、Q-Uアンケートを実施し、教員が児童生徒の実態を把握することで、一人一人に寄り添いながら学級経営ができるように支援する。</p>		
事業の実施状況		
<p>1 いじめ対策事業</p> <p>① 全中学生を対象に「いじめアンケート」を年間2回実施</p> <p>2 適応指導教室事業 （事業費①：報酬1,938千円 事業費②③：賃金3,595千円）</p> <p>① 適応指導のための専門医等相談の継続・充実 ② ホームフレンド活動事業の継続・充実 ③ 市スクールカウンセラー事業の継続・充実 ④ 不登校児童生徒の親の会「ひまわりの会」の継続・充実 ⑤ 市スクールソーシャルワーカー事業の充実</p> <p>3 学級集団アセスメント（Q-U）事業（事業費 2,875千円）</p> <p>① 小学校3～6年、中学校全学年を対象にQ-Uアンケートを年間2回実施 ② 教員対象のQ-U研修会の実施</p>		
事業の効果等		
<p><いじめアンケートの回答結果（無回答は省略）の主なもの></p> <p>設問4 あなたは、いじめについてどう思いますか。</p> <p>①絶対に許せない（H27夏 49.0% H27冬 43.6%） ②許せないと思うけれど、どうしようもできない（H27夏 41.4% H27冬 44.0%） ③いじめられる側にも問題がある（H27夏 7.8% H27冬 9.9%）</p> <p>設問5 あなたは、学校でだれかいじめられているのを見たことがありますか。</p> <p>①見たことがある（H27夏 11.0% H27冬 8.9%） ②見たことがない（H27夏 87.3% H27冬 88.9%）</p> <p>設問6 1を選択した人は、その時どうしましたか。</p> <p>①教師に話した（H27夏 21.5% H27冬 29.2%） ②友達に相談した（H27夏 31.5% H27冬 31.5%） ③親に相談した（H27夏 9.4% H27冬 6.2%） ④何もできなかった（H27夏 33.6% H27冬 28.5%） ⑤いじめに加わった（H27夏 4.0% H27冬 4.6%）</p>		

- 設問7 あなたは、何でも相談できる教師がいますか。
 ①いる (H27夏 51.2% H27冬 55.6%)
 ②いない (H27夏 47.4% H27冬 42.6%)
- 設問8 あなたは、何でも相談できる友達がいますか。
 ①いる (H27夏 88.1% H27冬 88.1%)
 ②いない (H27夏 10.4% H27冬 10.2%)
- 設問11 あなたは、「笑顔あふれる学校（一人一人が学校生活を楽しめる学校）」にしたいと思いますか。(H27夏)
 あなたは、この2学期が「笑顔いっぱいの学校」だったと思いますか。(H27冬)
 ①そう思う (H27夏 60.5% H27冬 27.6%)
 ②どちらかというと思う (H27夏 30.7% H27冬 50.8%)
 ③どちらかというと思わない (H27夏 3.9% H27冬 13.5%)
 ④全く思わない (H27夏 2.1% H27冬 5.1%)

この2回のアンケート結果は、各中学校にも報告しており、この結果を踏まえて生徒指導に生かすようにしている。また、ここには記載していないが「いじめを見た」という回答をした生徒には、具体的に記述する設問も設けている。把握したいじめに関しては、それぞれの中学校が早期に対応をしており、いじめの解消につながっていると考えている。

また、各小中学校でも学期に一度（毎月実施している中学校もある）教育相談を行う折に、いじめなどのアンケート調査を実施しており、児童生徒のいじめに対しては教育委員会と各学校が連携して、いじめに対応することができた。

不登校への対応に関しては、専門的な関係機関による的確な助言が、保護者にとって大変有効であった。保護者との連携強化を進める上でも、相談体制が整っていることには安心感があり、効果的であった。

ホームフレンド事業は、大学生が不登校児童生徒の支援を行う事業である。家庭訪問だけではなく、学校からの要請により、別室登校している児童生徒の支援を行うために、学校への訪問を行った。登校時に車から降りる場面から寄り添い、教室まで一緒に行って過ごすことで児童は安心して学校生活を送ることができるようになった。

市スクールカウンセラーは、勅使会館で毎週火曜日に相談活動を実施している。不登校児童生徒を持つ保護者が、学校とは別の場所で落ち着いて相談を受けることができるため、年間53件の相談があった。相談をした保護者にとっては、我が子の不登校理解につながった。

不登校の児童生徒を持つ親の会「ひまわりの会」を年間5回実施し、各回4～6名程度の参加者があった。保護者からは「他の方の様子や意見も聞いて安心したり、参考になったり」と自分の気持ちが軽くなった。」等の感想があった。この会に参加した保護者は、自分自身の悩みを参加者と共有することで、子どもの理解や子どもとの関わり方について知見を広げたり深めたりできた。

平成27年度から市スクールソーシャルワーカーを1名配置し、主に不登校児童生徒の対応にあたった。毎週水曜・木曜それぞれ6.5時間の勤務で、庁舎内で生徒と面談をしたり、学校でのケース検討会に参加したりするなど18件の事案に学校と連携して取り組んだ。臨床心理の側面から学校にアドバイスすることができ、学校関係者や保護者に安心感を与えることができた。

Q-Uアンケートを年間2回実施することで、教員が学級内の児童生徒について客観的なデータをもとに分析し、児童生徒の実態を把握しながら円滑な学級経営を進める上で大いに参考とすることができた。

事業の課題・改善策

「まず一人の子どもを救う」という観点から各事業を実施し活用することによる効果については、各事業の成果から明らかである。教育委員会としては、校長会議、不登校対策委員会、スクールカウンセラー研修会等で各事業について説明している。

いじめに関して、「許せないけれどどうしようもない」と回答したり、いじめの現場を見たときに「何もできなかった」と回答したりするなど、正直でもあり切ない思いが伝わる状況が

浮き彫りとなっている。また、相談できる教師の存在も約50%という現実を見つめ直していく必要を感じている。しかし、生徒は、「笑顔あふれる学校にしたい」という思いを強くもっていることから、教師が生徒との信頼関係を築くことでいじめの解消につながると考えている。このアンケート結果は、各中学校にも伝えてあり、教育委員会と学校が共有している。今後は、教育委員会が集約したアンケートでもあるので、教育委員会が主体となって市のスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携して、一つ一つのいじめ事案にきちんと対応していきたい。

不登校に関しては、学校からも不登校児童生徒をもつ保護者に対して、紹介ができる仕組みになっているものの、市スクールカウンセラーの相談活動が53件（小学校46件、中学校7件）と減少した（平成26年度は、91件）。その分、適応指導教室（教育支援センター）に通う生徒との関わりが増えたが、保護者の悩みに寄り添う機会が減少しているのが気掛かりである。平成27年度末の不登校児童生徒数は91名だったので、不登校児童生徒の保護者にスクールカウンセラーを積極的に紹介するなど適応指導教室（教育支援センター）と学校の連携を図る必要がある。その際、スクールソーシャルワーカーが両者をつなぐ役割を担える体制づくりをしていきたい。また、教育委員会のホームページを活用して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを紹介して、広く周知するように努めたい。

Q-Uアンケートについては、平成25年度から小学校3～6年、中学校全学年で実施したため、市内のほとんどの学級担任が調査結果を活用できている。Q-Uアンケートの分析方法については、Q-Uアンケートの結果活用に関する教員対象の講習会を実施し、各学校にも講師を派遣して研修会を継続実施している。教員からは「アンケートの結果分析の方法がわかった」「子どもの実態がつかめた」という声が聞かれ、概ね好評である。しかし、毎年3校しか研修会が実施できない状況である。予算の関係もあって難しいとは思いますが、毎年全小中学校を対象に研修会が開催できるようにしていきたい。

（評価員の意見）

1. 「事業の目的」に照らして「事業の実施状況」を見るに、十分評価にたえる内容になっており、この方向で今後も取り組みを継続されたい。
2. 「事業の効果等」については、「いじめ」の解消や対応にアンケート調査結果も活用されており、一応の効果をあげていると判断される。また、「不登校」の対応についても相談体制が整備され効果をあげていると推察される。
3. 「事業の課題・改善策」については、今後の課題として何を、いかに実施していくか明確に把握されており、その方向に沿って改善を進められることが期待される。

	基本方針	② 確かな学力の育成
	担当課	指導室（学校支援室）
点検・評価対象事項	2 外国人児童生徒に対する学習支援事業	
事業の目的		
外国人児童生徒やその保護者に対して、よりよい学校生活を送るための環境整備やつまずきを解消する日本語教育の充実を図る。		
事業の実施状況		
<p>1 市費通訳の配置（5小学校に延べ8名、1中学校に2名、通訳報酬等14,763千円）</p> <p>①通訳による学級からの取り出し、教室への入り込みのための学習支援補助</p> <p>2 愛知教育大学リソースルームとの連携による外国人児童生徒学習支援事業（委託料1,000千円）</p> <p>①愛知教育大学との連携にたった学生による学習補充</p> <p>②愛知教育大学との連携にたったつまずき解消のための教材開発</p> <p>3 日本語初期指導が必要な児童生徒を対象としたプレクラス及び就学前児童を対象としたプレスクール事業（委託料2,462千円）</p>		
事業の効果等		
<p>平成27年度は、5つの小学校に延べ8名、1つの中学校に2名と、各学校に在籍する外国人児童生徒の状況に応じて通訳を配置した。通訳の配置は、保護者との共通理解の上で進める学校教育には欠かせない。外国の文化・日本の学校事情に通じた人物であるため、交友関係のトラブル解消や保護者の学校理解に大きな効果がある。また、児童生徒への直接指導について学習内容の理解にとどまらず、特に中学校においては将来を見通したキャリア教育にも大きな効果がある。</p> <p>愛知教育大学との連携では、学生ボランティアによる日本語の個別指導を行っている。毎週水曜日の6時間目を実施し、1～3年生の児童が20名ほど参加している。授業だけでは不足する学習補充のための教材開発を基に、外国人児童生徒がつまずきがちな日本語指導において学習効果を上げることに役立っている。このときの指導方法を教員が参観することにより、通常の授業や取り出し指導の場合の参考になることが多い。</p> <p>小中学校で日常会話などを学ぶ日本語初期指導を行う場として、平成25年度から、文部科学省委託事業である「虹の架け橋事業」を3年にわたって実施してきたNPO法人プラスエデュケートへの事業委託によるプレクラス（小学校転入後の日本語初期指導）・プレスクール（小学校入学前の日本語初期指導）を実施している。海外から日本に来て間もないため、日本語を全く理解できない児童生徒を午前中受け入れ、3か月間日本語初期指導を行った。3か月間での日本語初期指導では、生活に必要な日本語の習得に効果を上げている。</p>		

事業の課題・改善策

通訳は、保護者の就労時間外での情報交換や共通理解が必要となるため、配置時間の延長が必要である。また、通訳の内容も大きなポイントとなるため、勤務形態が非常勤となると計画的、継続的な指導の難しさがある。

平成26年度からはプレスクールを開設し、就学前児童の日本語初期指導も実施している。中学生においては、自らの進路実現のため、学力の向上が必須条件である。平成28年度よりプレクラスの期間を3か月から6か月まで延長したが、それでも日本語の習得が難しい児童生徒がおり、そのような児童生徒の支援が大きな課題である。生活に必要な日本語の習得から学習に必要な日本語の習得まで伸ばすためには、プラスエデュケートとの更なる連携強化が必要である。

また、プレクラス入級希望者が増加している。平成25年度は14名、平成26年度は19名、平成27年度は17名、平成28年度は19名という状況である。この点に関しては、プラスエデュケートへの具体的な支援強化が急務である。

一方で、帰国・転出など、必ずしも定住するわけではない児童生徒への学習支援事業をどのレベルまで展開するのか、保護者の就労支援とも密接に関係することから、市としての総合的な展望が必要である。

(評価員の意見)

1. 「事業の目的」「事業の実施状況」「事業の効果等」のいずれの項目についても、おおむね適切で望ましいと評価できる。
2. 「事業の課題・改善策」での言及も的を射ており、この課題・改善策への取組みの継続と強化が期待される。

	基本方針	⑤ 教育環境の整備・充実				
	担当課	学校教育課（学校教育係）				
点検・評価対象事項	3 私立高等学校等就学助成金					
事業の目的						
<p>市内に住所を有し、私立高等学校・専修学校（高等課程）に在籍する生徒の保護者が負担する授業料の軽減を図ることで、「教育の機会均等の維持」と「学校選択の自由の拡大」を推進することを目的とする。</p>						
事業の実施状況						
<p>当該年度の10月1日に私立高等学校等に在籍し、本市に住所を有する生徒の保護者で、本市に住所を有し、かつ、以下の所得基準を満たす者に助成金（年額）を交付する。</p>						
所得基準		助成金額				
1	授業料負担者が生活保護法の規定による保護を受けている場合。当該年度に納付すべき市町村民税が非課税又は所得割額が0円となる者。	年額 50,000円				
2	授業料負担者が当該年度に納付すべき市町村民税所得割額が51,300円未満となる者。	年額 40,000円				
3	授業料負担者が当該年度に納付すべき市町村民税所得割額が163,500円未満となる者。	年額 30,000円				
4	授業料負担者が当該年度に納付すべき市町村民税所得割額が271,500円未満となる者。	年額 20,000円				
事業の効果等						
(過去3年間の実績)						
年度	補助金額	50,000円	40,000円	30,000円	20,000円	計
平成27年度		76人	42人	133人	121人	372人
平成26年度		54人	48人	140人	117人	359人
平成25年度		60人	43人	148人	114人	365人
<p>上記実績のとおり私立高等学校・専修学校（高等課程）に在籍する生徒の保護者の負担を軽減することができた。</p>						

事業の課題・改善策

私立高等学校等への進学者の正確な人数が把握できない中、市の広報（毎年10月号）及び市のホームページで市民に対して広く周知している。また、私立高等学校等とも連携して、できる限り対象者の申請漏れがないように周知を図っている。今後も、市の広報・ホームページ及び私立高等学校等の協力を得ながら、より広く周知できる方法を検討し、保護者への周知を図っていく。さらに、「教育の機会均等」という確固とした理念と原点を踏まえ、事業を継続していくことが重要であり、予算の確保と補助のバランスを考える必要がある。

(評価員の意見)

1. 近年の所得格差の拡大と子どもの「貧困率」の上昇等を考慮するとき、本事業の目的はきわめて重要な意義をもつもので「事業の実施状況」で示された「助成金額」の更なる充実が望まれる。
2. 「事業の効果等」では、「過去3年間の実績」が示されているが、数値の表示だけに止まらず助成を受けた保護者への本事業についての期待や要望、満足度などについてのアンケート調査の実施などを通して、今後の課題・改善策を探ることも試みられてよいであろう。
3. 市税を投入しての事業実施であるので、助成対象となった保護者の子どもたちの就学状況（出欠席率、学業への取組みの成果としての成績、就学達成率）なども調査しておきたい。

	基本方針	② 確かな学力の育成
	担当課	学校教育課（学校教育係）
点検・評価対象事項	4 特別支援教育支援員配置事業	
事業の目的		
<ol style="list-style-type: none"> 1 特別支援学級の児童生徒で介助を必要とする者の安全を図るために行動支援を行う。 2 発達障がい等の診断がない場合や特に希望して通常学級に在籍する場合に、対象児童生徒を見守り、授業の進行に支障が出ないように運営を支援する。 		
事業の実施状況		
平成25年度 31名分 47,107千円		
平成26年度 34名分 52,833千円		
平成27年度 34名分 54,173千円		
事業の効果等		
<ol style="list-style-type: none"> 1 特別支援学級で、対象児童生徒がトイレに行く時などに支援員が同行することにより、学級担任が残った児童生徒の授業を続けられ、落ち着いた学習環境が確保できた。 2 通常学級で落ち着きのない児童生徒がいることにより授業に支障があるとき、支援員が該当児童生徒の支援をすることにより授業を円滑に行うことができた。 3 特別支援学級の児童生徒が交流学习で通常学級に参加する時、支援員が該当児童生徒に随行し、見守ることができた。 4 特別支援学級、通常学級共に教員以外に児童生徒を観察する目が増えて、きめ細やかな対応ができた。 		
事業の課題・改善策		
<p>豊明市においても、小中学校に在籍する発達障がいを含む障がいのある子どもたちを適切に支援することが求められているが、教師のマンパワーだけでは十分な支援が困難な場合がある。その背景として、特別支援学級や通級による指導の対象者が増加していること、通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒への教育的対応がますます求められていること、児童生徒の障がいの状態が多様化していることなどが挙げられる。</p> <p>このような状況を踏まえ、当市においては、食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や、LD（学習障がい）の児童生徒に対する学習支援、ADHD（注意欠如多動性障がい）の児童生徒に対する安全確保などの学習活動上のサポートを行うために特別支援教育支援員を配置しているが、年々支援員の配置要望が増加傾向にあり、予算の確保が課題である。また、児童生徒に発達障がいがあっても通常の学級に在籍を希望する保護者がいるため、特別支援教育としての支援と通常の学級における円滑な授業展開を促すための支援との境目がなくなってきているのが現状であり、担任と保護者が特別支援教育支援員の役割等を十分に理解しておくことが支援を要する子どもにとってとても重要であり、その上で個別の指導計画を基にした連携を今以上に図る必要がある。</p>		

(評価員の意見)

支援員の配置については、年々予算を増額して事業を進めており、その成果は「事業の効果」にあるとおりであり評価したい。ただ特別支援学級の児童生徒の多様性から個々に合った対応が求められ、さらに支援員増員の要望は強くなることが予想される。そのため少しでも増員が得られるように努められたい。

また、一方で限られた支援員配置の中でも、さらに成果が上げられるよう学校・保護者・支援員の連携、そして外部機関（スクールカウンセラー等）との連携についてもより一層考慮した運営がなされるように期待したい。

支援員配置における成果や問題点を細かくチェックし、配置された学校・学級の担任間の情報交換の場も大切にし、各校の支援員の運用が有効にはたらくようにされたい。

支援員の眼を通した子どもの動き（内面も含み）、変化等については、学校側に十分伝わり、個を大切にし、個の成長につながるよう期待している。

	基本方針	① 安全・安心でおいしく栄養バランスを考慮した献立作成
	担当課	学校教育課（給食センター）
点検・評価対象事項	5 給食の充実補助事業（食材費の一部公費負担）	
事業の目的		
給食の食材費（保護者負担の給食費）に公費負担を行うことにより、より充実した学校給食を目指す。		
事業の実施状況		
<p>賄材料費に、約2,700万円（保護者負担分の10%分）を公費負担し、次の項目に充てた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 食の安全確保…放射能測定及び食品検査用食材を購入して、検査を実施した。 2 地産地消の推進…地元の食材を積極的に使用した。 3 行事給食の充実…給食の中に「季節感」「日本の伝統行事」を感じられるようにした。 4 アレルギー対策…牛乳の飲めない児童生徒に対して代替食を提供した。 5 卒業お祝い給食…小学校6年生・中学校3年生に思い出となる給食を提供した。 6 緊急での給食中止対策…インフルエンザ等学級閉鎖時の給食費の負担をした。 7 消費税率アップ対策…3%アップ分（5→8%）を公費負担した。 <p>（参考：1食当たりの給食費 小学校225円・中学校255円（平成12年4月～））</p>		
事業の効果等		
<ol style="list-style-type: none"> 1 食の安全確保のために放射能測定（557回）、食品検査（6回）を実施し、いずれも異常はなく、安全な給食を提供できた。 2 地産地消の推進を図るためにJAあいち尾東農業協同組合より「豊明産の野菜・果物」を積極的に購入し、安全な食材を確保することができた。 3 行事給食の充実のために月1回その月の季節感が味わえるような献立を立案し、日本の伝統行事・季節感を知らせることができた。 4 牛乳の飲めないアレルギー児童生徒（9名）に対して「豆乳」を支給し、栄養補強をすることができた。 5 小学校6年生にバラエティランチを中学校3年生にはセレクトランチを提供し、卒業の思い出給食を提供できた。 6 インフルエンザ等学級閉鎖（51学級）分の給食費を市で負担し、保護者の負担を軽減できた。 7 消費税アップにもかかわらず、給食費を値上げせずに対応することにより保護者への負担を増やすことを回避できた。 		
事業の課題・改善策		
<p>段階的公費負担額増額により消費税アップ及び物価上昇に対応してきたが、更なる増額がない限り、現在の給食のレベルを維持することは困難になりつつある。</p>		

(評価員の意見)

実施状況に挙げられている項目について、その事業の効果等を見るとより充実した給食になっていることは、十分理解できる。

地産地消の推進については、その意義は分かる。大変な努力がされていることも予想される。地産者側との連携を密にし、スムーズに運営されるようにされたい。さらに生産者の提供する意欲が持続するよう今まで以上に広報活動にも配慮されたい。

課題については、その通りだと感じる。ずいぶん長い間、給食費を上げずに現在の充実した給食を維持してこられた努力は認められる。しかし、限界に来ているようであり、給食費についての検討がされ始めていると聞き、みんなが納得できるものになるよう動向を見守りたい。

	基本方針	③ 地域の教育力の向上
	担当課	生涯学習課
点検・評価対象事項	6 放課後子ども教室運営事業	
事業の目的		
放課後における子どもたちの安全・安心な活動拠点を整備し、地域住民の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動を行っていくため放課後子ども教室を設け、子どもたちが地域の中で健康やかに育つ環境づくりを推進する。		
事業の実施状況		
平成27年度は、学校敷地内で実施している3校（沓掛・双峰・唐竹）を、児童クラブとの一体型による業務委託に切り替えるための準備行為を行った。		
豊明小学校放課後子ども教室の開催日を週1回から週2回開催とした。		
平成27年度	双峰小学校放課後子ども教室	登録者数 26名 実施回数 132回
	放課後栄子ども教室	登録者数 70名 実施回数 91回
	唐竹小学校放課後子ども教室	登録者数 48名 実施回数 120回
	沓掛小学校放課後子ども教室	登録者数 85名 実施回数 92回
	豊明小学校放課後子ども教室	登録者数 27名 実施回数 58回
事業の効果等		
放課後子ども教室は1年を通じて開校し、地域のボランティアによる「読み聞かせ」「バルーンアート」「ヨガ教室」など多くの講座が企画開催され、地域に密着した教室となった。また桜花学園大学より「工作講座」が開催されたりするなど近隣大学との連携もあり、児童と大学生が触れ合い、よい経験ができる機会となった。また、豊明小学校では、昨年度同様学校内ではなく、近隣の南部公民館での活動となったが、9月から開催日を週1回から週2回に増やし、一般利用がないときに実施することで、施設の有効活用ができ、公共施設でのマナーなどを学べる場となった。		
児童クラブとの一体型による業務委託により、児童クラブを含むすべての児童へ同じプログラムが提供できることとなった。また、沓掛小学校については、終了時刻を30分延長することで、部活動との駐車場の混雑を解消し、双峰、唐竹小学校については毎日開催とした。		
事業の課題・改善策		
専用教室以外で開催している沓掛、栄、豊明小の放課後子ども教室については、それぞれで課題を抱えている。		
沓掛小学校については、新館2階多目的スペースでの活動であり、準備撤収作業に労力と時間を要することや、登録人数の多さから参加人数の制限を行った。（学校施設のセキュリティ上の関係等から沓掛小学校での施設利用について、学校側との打合せ記録簿を作成）		
栄小学校は、ハーモニー広場を間借りして活動を行っているが、運動会の時期（9月）は約1ヶ月間使用することができず、落合区が管理している近隣の氏子会館を借用し教室を開催した。近隣施設ではあるが、学校内での活動が望ましいため、運動会の時期についても学校内で活動が行えるよう学校側と協議を行っていく。		
豊明小学校は、近隣の南部公民館での活動のため、下校後に学校から南部公民館まで放課後スタッフの引率により移動をしているが、交通安全や防犯上でも不安が残る。学校側より特別教室での実施の提案をいただいたが、スタッフの事務スペース及び備品保管場所及び開催日の関係から実施を見送り、学校体育館での借用をお願いし了承していただいた。今後も常時学校敷地内での活動が行えるよう学校側と協議を行っていく。		
今後は、国の方針を踏まえ、平成31年度までに新規校4校の開設を目指す。		

(評価員の意見)

実施状況や事業の効果等から、また一歩前進が見られる。問題を抱えながら教育委員会や教室運営スタッフ等の努力がうかがえ評価したい。

各放課後子ども教室の講座もバラエティに富んでおり、地域ボランティア、大学生等の協力が児童に好影響を与えているものと思われる。さらに一層の魅力ある講座の発掘にも努められたい。

児童クラブとの一体型による業務委託による効果も見られているようで、さらにスムーズに行くように進められたい。

課題については、前年度と同じようなことが残されているように思われるが、少しでも良い方向へ展開するように学校側との協議も前向きに根気よく続けられたい。

“平成31年度までに新規校4校の開設を目指す。”とあるが、今までの教室の成果や問題点等も十分に整理し、子どもの健やかな成長につながる無理の無い運営がなされるよう配慮しながらの開設への努力を期待したい。

	基本方針	⑤ 安心・安全なスポーツ施設環境の維持 管理運営
	担当課	生涯学習課（スポーツ係）
点検・評価対象事項	7 指定管理者による管理運営	
事業の目的		
<p>民間の事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上につなげることを目的としている。</p>		
事業の実施状況		
<p>下記福祉体育館及び体育施設の管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉体育館 ・勅使グラウンド ・勅使ターゲットバードゴルフ場 ・勅使弓道場 ・勅使テニスコート <p>指定管理期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで。</p>		
事業の効果等		
<p>施設に関する利用者アンケートでは、各項目とも“普通”から“大変満足”との回答が80%以上を占めた。</p> <p>利用者の要望に応えながら利便性向上を図り、施設維持管理も適切に行なわれた。また、自主事業であるスポーツ教室を拡大したり、稼働率の低い会議室を利用したエクササイズを導入したりするなど、ノウハウを生かした事業を展開した。</p>		
事業の課題・改善策		
<p>指定管理者制度導入から2年が経過したが、利用マナーの苦情や施設についての要望等も寄せられている。引き続き市と指定管理者の連携を綿密にし、説明責任を果たした上で、利用者指導を含め改善すべきところは改善させることとする。</p> <p>施設に関しては、老朽化により安全性や快適性が充分とはいえない状況のため、要望は多い。有料施設であることを考えると、快適性も欠くことはできない要素であるため、順次改修や修繕を行なっていく。</p> <p>（基本協定第21条第2項により、50万円を超えない範囲での小規模修繕については、指定管理者により順次実施している。）</p>		

(評価員の意見)

1. 本事業も2年目となり、事業効果が次第に上がっていることが認められる。関連団体との連絡調整、課題への早期対応等、徐々に改善されてきた。利用者の利便性も高まり、安定したサービスも提供されている。
2. 本業務の実施にあたっては、監視、調整、評価、助言、指導及び確認など業務内容は多岐にわたっている。これらの業務が日々適正に実施されていくためには「体育施設管理士」の役割が大変大きい。出現する課題も多様化している。課題解決に向けては、情報が共有化され、迅速に対応できる体制が構築されることを期待したい。
3. 市民の福祉増進に向けて、今後も市民に必要な情報提供を積極的に行っていききたい。また運営等においても透明性を確保して、説明責任を一層果たしていききたい。

	基本方針	② 文化鑑賞の機会の拡大に努める
	担当課	生涯学習課（文化振興係）
点検・評価対象事項	8 文化会館自主事業	
事業の目的		
文化会館自主事業は市民に優れた芸術文化を鑑賞し、また参加親しむ機会を提供し、芸術文化が市民に身近になるようにする。		
事業の実施状況		
自主事業は鑑賞型公演として、入場料有料で歌謡・クラシック・人形劇の5事業と子どもを主体として市民が自主的に参加する入場料無料事業を2事業おこない幅広い年齢層を対象として事業選定を行った。また市民美術展を開催し市民美術文化の普及・振興をはかった。		
時 期	内 容	備 考
7/18(土) 開場 13:30 開演 14:00	人形劇 ひょっこりひょうたん島	大ホール 入場料一般 1,500円 中学生以下 1,000円 発売枚数 330枚 (68.5%)
8/7(金) 開場 12:30 開演 13:00	避難訓練公演	大ホール 入場料一般 1,000円 子供 500円 入場者数 230人
8/22(土) 開場 15:00 開演 15:30	中川晃教コンサート	大ホール 入場料一般 4,000円 高校生以下 2,000円 発売枚数 340枚 (42.8%)
12/6(日) 12/13(日)	2015 豊明市民フェスティバル	大・小ホール 入場無料 延べ入場者数 1,331名
12/24(木) 開場 13:30 開演 14:00	クリスマスショー コメディ・クラウン・サーカス& DAIKI	大ホール 入場無料 入場者数 670名 (83.7%)
1/23(土) 開場 16:30 開演 17:00	小椋佳 歌紡ぎ「闌 (TAKENAWA) の会」	大ホール 入場料 一般 5,000円 発売枚数 774枚 (100%)
2/20(土) 開場 13:30 開演 14:00	親子のためのクラシックコン サート 音楽の絵本	大ホール 入場料一般 2,000円 高校生以下 1,000円 発売枚数 600枚 (74.1%)
1/30(土) ~2/7(日)	第4回市民美術展	ギャラリー 出展数 118点

3/20(日) 開場 13:30 開演 14:00	第 20 回 豊明児童合唱団 ジョイントコンサート	大ホール 入場無料 入場者数 102 名
事業の効果等		
鑑賞型公演では入場者に公演そのものを楽しんでもらうだけではなく、芸術性の高い音楽を聴くことで文化芸術への意識が高まる。 市民参加型の事業においては、合唱団やその他のサークルが開催実行委員会を設置して2日間に亘りフェスティバルを開催し、サークル同士の連帯感ができている。市民美術展を開催し市民美術文化の普及・振興がはかれた。		
事業の課題・改善策		
文化会館の事業として鑑賞型公演は必要であるが、もう一つの使命としていろいろな分野において市民が主体的に参加して事業を作り上げ、展開してだれでもが集まるような場づくりをおこなっていくことも必要であるため事業のPRの機会等を増やしていく。		
(評価員の意見)		
<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業内容は、年間計画を基に着実に実施された。開催期間や対象年齢層等バランスよく配置され、目的にそった事業が展開されている。 2. 文化会館利用実績は、平成26年度に比べ、多くの施設の利用率が上昇した。特に会議室の利用率は高く、有効に活用されている。自主事業のPRと共に、施設の有効利用についても更に情報を発信していきたい。 3. 文化会館事業として鑑賞型公演は必要であるが「市民参加型事業」を一層進められたい。実行委員会の設置など、市民が主体的に参画し、協働して実施していくことは、これからの文化会館運営において大いに有効であろう。鑑賞型公演、市民参加型事業、共に年間を通して評価、検証、改善等が一体となることができる組織も検討されたい。 		

	基本方針	② 読書・学習・情報のセンター的機能の充実を図る		
	担当課	図書館		
点検・評価対象事項	9 図書館資料購入事業			
事業の目的				
生涯学習の中核施設として、また、地域文化の情報拠点として、市民の誰からも愛され、親しまれる施設となるため、ニーズの高い図書や資料を収集し、読書・学習・情報のセンター的機能の充実を図る。				
事業の実施状況				
(蔵書冊数)				
	年度	H25	H26	H27
図書資料数 (一般・児童)		260,544 冊	265,233 冊	266,062 冊
事業の効果等				
(貸出状況)				
	年度	H25	H26	H27
図書資料数 (一般・児童)		386,619 冊	375,720 冊	403,061 冊
蔵書回転率 (貸出冊数/蔵書冊数)		1.48 回	1.42 回	1.51 回
平成27年度は毎月館内にテーマ別「おすすめ本コーナー」の提示や、館報・ホームページに図書紹介を企画するなど、蔵書の活性化について取り組んだことが蔵書回転率の向上に効果があったと思われる。				
事業の課題・改善策				
人気の高い資料は、新刊や一時的な話題の図書であることが多く、貸出数増加の大きな要因であるが、学習や調査のための基本的な図書を整備することも図書館の信頼度を維持するために重要である。限られた予算の中で、事業の効果が表れにくい資料をどのように選定していくかが課題である。今後は問合せやレファレンス内容を参考に、市民生活に役立つ資料を整備しPRの方法を検討する。				

(評価員の意見)

1. 蔵書回転率が平成21年度をピークにその後5年間下がり続けたが、平成27年度上昇に転じた。改善理由は、詳細に分析する必要があるが、日々の地道な取組みが成果として現れてきたことが考えられる。中でも図書館基本方針のひとつであり、平成27年度年間事業内容でもある「インターネットによる蔵書の公開と予約サービス」への取組みを着実に実践してきたことも回転率の向上につながった要因であると考えられる。今後も発展、推進したい。また、本市の図書館は、児童書が大変充実しており、その利用度も高い。「読み聞かせ」の登録者も多く利用者のサービス向上につながっている。
2. 事業の課題・改善策については、図書館基本方針のひとつでもある「市民に幅広く、新しい情報発信ができるインターネットを中心とするシステムの構築」の観点からの点検評価を一層推進したい。「豊明市立図書館資料収集要綱」も作成され、方向も明確化された。課題に対しての対応を地道に遂行していくことで、市民生活に役立つ資料を整備し、事業効果を一層上げていきたい。

教育委員会の今後の対応と方向性

近年、少子高齢化の進行や、ICTの進歩とグローバル化の進展など、社会情勢が激しく変化する中、教育を取り巻く環境も複雑化・多様化してきています。教育現場では、自他の命を大切に、多様な人々の存在を尊重して、社会の課題を自分のこととして捉え、自らの力を社会に生かすことのできる「市民」、そして、生涯にわたって健やかな体と心をつちかい、学び続けることのできる「市民」を育てることが、教育に関わる全ての人に求められています。

学校教育においては、いじめ、不登校、特別支援を必要とする児童生徒、外国人児童生徒など、個に応じたきめ細かな支援体制の一層の充実などの課題が挙げられます。また、生涯学習、文化、市民スポーツの分野においては、それぞれのライフステージとニーズに合った学習ができ、その成果をまちづくりに活かすことが求められており、それぞれの分野の計画に基づきながら、着実に取り組んでいかなければなりません。

これらの課題に対して、当教育委員会では、昨年度も様々な事業を実施しました。今回の点検・評価は、27年度実施事業のうち「いじめ・不登校対策事業」「外国人児童生徒に対する学習支援事業」「私立高等学校等就学助成金」「特別支援教育支援員配置事業」「給食の充実補助事業」「放課後子ども教室運営事業」「指定管理者による管理運営」「文化会館自主事業」「図書館資料購入事業」の9事業について点検・評価を行いました。これらの自己評価に対し、学識経験者の先生方からそれぞれの経験や研究活動を踏まえた貴重なご意見、ご指摘をいただきました。

今回の点検・評価の結果を踏まえ、財政状況の厳しい中、今後も事業の実施にあたっては、選択と集中、不断の見直しと創意工夫が求められます。また、豊明市の教育の充実と発展のために、より高い使命感と責任感をもって、市民への情報提供と市民ニーズの把握に努め、5年後、10年後を見据え、計画的に事業を実行していきます。また、学校・家庭・地域との協働や教育関係諸機関や関係各課との連携を緊密にするとともに、教育委員会の活動を市民に的確に伝え、市民の理解と協力を深めるため、開かれた教育委員会として教育行政を推進していきます。

当教育委員会は、常に『教育』とは、人格の完成を目指し、人それぞれの持つ多様な個性や特性を活かし、自立した人間を育て、全ての人々が豊かで幸福な人生を送る上で必要不可欠なものであり、地域づくりに参画・貢献する人材を育成する上でも極めて重要なものと考えています。また、地域の中で継承されてきた伝統や文化を、先人たちが残してきた財産として、教育を通じて次世代に伝え、より豊かなものへと発展させていかなければならない使命もあります。

健全で活力ある地域社会を支える頼もしい『市民』を育てるため、市民一人ひとりの豊明への『思い』を大切にするとともに、『教育』を通じて個性ある文化と豊かな人間性を育むまちづくりを推進していきます。

豊明市教育委員会